

吹田市立スポーツグラウンド条例施行規則新旧対照表

は改正箇所

旧	新
<p>(使用者の守るべき事項)</p> <p>第14条 使用の許可を受けた者(第24条第3号を除き、以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) } -----略----- 3 } (4) }</p> <p>(指定期間)</p> <p>第20条 -----略-----</p> <p>(選定委員会の委員の委嘱)</p> <p>第24条 -----略-----</p>	<p>(使用者の守るべき事項)</p> <p>第14条 使用の許可を受けた者(第24条第1項第3号を除き、以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) } -----略----- 3 } (4) }</p> <p>(指定期間)</p> <p>第20条 -----略-----</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、中の島スポーツグラウンドの指定管理者の指定の期間は、5年以上20年以下とする。</u></p> <p>(選定委員会の委員の委嘱)</p> <p>第24条 -----略-----</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、中の島スポーツグラウンドに係る選定委員会の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>学識経験者 3人以内</u></p> <p>(2) <u>運動施設その他公園施設の管理運営に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内</u></p> <p>(3) <u>公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内</u></p>